

厚生年金保険・国民年金事業の概況 (令和8年2月現在)

この統計では基本的に、被用者年金一元化により新たに厚生年金保険の適用対象となった、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団の情報を含まない。

1. 総括

(1) 適用状況

- 令和8年2月末の厚生年金保険（第1号）及び国民年金の被保険者数は、6,297万人であり、前年同月に比べて、9千人（0.0%）増加している。

表1 制度別適用状況

	事業所数	被保険者数(人)			標準報酬月額 の平均(円)
		総数	男子	女子	
厚生年金保険（第1号）	2,951,659	43,397,368	25,414,202	17,983,166	339,720
船員以外	2,947,783	43,346,314	25,363,148	17,983,166	339,588
一般男子	・	25,362,773	25,362,773	・	385,391
女子	・	17,983,166	・	17,983,166	274,989
坑内員	・	375	375	・	414,571
（再掲）短時間労働者	154,855	1,225,968	279,544	946,424	160,955
船員	3,876	51,054	51,054	・	451,877
国民年金	・	19,570,868	7,285,208	12,285,660	・
第1号	・	13,311,884	7,063,246	6,248,638	・
任意加入	・	207,267	84,996	122,271	・
第3号	・	6,051,717	136,966	5,914,751	・
合計	・	62,968,236	32,699,410	30,268,826	・

注：厚生年金保険（第1号）の被保険者のうち、坑内員及び船員は全員男子とみなした。

(2) 給付状況

- 令和8年2月末の厚生年金保険（第1号）及び国民年金の受給者数（同一の年金種別を除く延人数）は、4,381万人であり、前年同月に比べて、27万人（0.6%）減少している。

表2 制度別年金受給者数

(単位：人)

	総数	老齢給付		障害年金	遺族給付	
		老齢年金 ・25年以上	通算老齢年金 ・25年未満		遺族年金	通算遺族年金
厚生年金保険（第1号）計	36,186,590	15,692,396	14,050,780	567,419	5,867,228	8,767
旧共済組合を除く	35,984,522	15,576,805	14,008,135	565,734	5,825,310	8,538
旧法	347,328	86,645	58,995	19,941	173,400	8,347
新法	35,628,310	15,488,599	13,948,933	545,147	5,645,631	・
（再掲）基礎あり	28,698,095	15,054,353	13,216,909	357,580	69,253	・
基礎または定額あり	28,288,115	15,064,560	13,223,555	・	・	・
基礎繰上げあり	2,179,587	775,737	1,403,850	・	・	・
基礎繰上げなし	26,108,528	14,288,823	11,819,705	・	・	・
基礎及び定額なし	1,149,417	424,039	725,378	・	・	・
船員保険（旧法）	8,884	1,561	207	646	6,279	191
旧共済組合計	202,068	115,591	42,645	1,685	41,918	229
旧法	38,469	25,304	791	583	11,562	229
新法	163,599	90,287	41,854	1,102	30,356	・
（再掲）基礎あり	131,055	89,697	40,414	943	1	・
国民年金計	36,449,455	33,134,348	965,188	2,264,083	85,836	・
（再掲）基礎のみ共済なし・旧国年	6,250,976	4,190,881	214,505	1,815,572	30,018	・
旧法抛出处	251,451	141,069	82,173	22,328	5,881	・
新法基礎年金	36,198,004	32,993,279	883,015	2,241,755	79,955	・
（再掲）基礎のみ	7,227,425	5,216,809	134,886	1,845,034	30,696	・
（再掲）基礎のみ共済なし	5,999,525	4,049,812	132,332	1,793,244	24,137	・
福祉年金	-	-	-	-	-	-
合計	43,806,895	33,682,694	1,758,645	2,472,979	5,883,810	8,767

- 注1. 人数の合計は、厚生年金保険（第1号）と基礎年金（同一の年金種別）を併給している者の重複分を控除した場合の受給者の数である。
2. 新法老齢厚生年金（第1号）のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金・25年以上」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。新法退職共済年金についても同様。
3. 厚生年金保険（第1号）の受給者は、厚生年金保険受給者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給者及び短期要件分の遺族厚生年金受給者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除いた者を計上している。
4. 「旧共済組合」は、厚生年金保険に統合された時点で旧J R共済、旧NT T共済、旧J T共済又は旧農林共済の受給権が発生していた受給者を計上している。
5. 「基礎あり」は、基礎年金（同一の年金種別）を併給している者の数である。
6. 新法基礎年金のうち、老齢基礎年金の受給資格期間を原則として25年以上有するものは「老齢年金・25年以上」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。
7. 「基礎のみ」は、同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない基礎年金受給者の数である。
8. 「基礎のみ共済なし」は「基礎のみ」の受給者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を有しない受給者の数である。
9. 「障害年金」及び「遺族給付」には、公務上・職務上を含む。
10. 寡婦年金については、新法においても存続しているが、国民年金第1号被保険者であった夫の妻のみに対して適用され、基礎年金一律の給付ではないため、新法分も便宜上旧法抛出处に計上している。

- 令和8年2月末の厚生年金保険（第1号）及び国民年金の受給者の年金総額は、53.2兆円であり、前年同月に比べて、1.0兆円（1.9%）増加している。

表3 制度別受給者年金総額

(単位：百万円)

	総 数	老齢給付		障害年金	遺族給付	
		老齢年金 ・25年以上	通算老齢年金 ・25年未満		遺族年金	通算遺族年金
厚生年金保険（第1号） 計	26,686,719	17,688,743	2,668,015	391,177	5,936,153	2,630
旧共済組合を除く	26,475,442	17,535,632	2,659,146	389,677	5,888,412	2,575
旧 法	373,099	134,310	24,228	24,458	187,586	2,516
新 法	26,084,880	17,396,645	2,634,841	363,805	5,689,588	・
(別掲)基礎年金	20,867,226	11,366,293	9,107,453	324,271	69,210	・
船員保険(旧法)	17,464	4,677	77	1,415	11,237	59
旧共済組合 計	211,276	153,112	8,869	1,500	47,741	55
旧 法	65,747	50,567	365	818	13,942	55
新 法	145,529	102,545	8,504	682	33,799	・
(別掲)基礎年金	103,108	70,775	31,501	831	*	・
国民年金 計	26,561,472	24,154,913	248,790	2,064,345	93,425	・
(再掲)基礎のみ共済なし・旧国年	4,551,085	2,809,636	52,323	1,659,391	29,736	・
旧法拠出制	112,829	70,152	19,327	20,780	2,570	・
新法基礎年金	26,448,643	24,084,761	229,463	2,043,565	90,855	・
(再掲)基礎のみ	5,403,379	3,649,249	33,745	1,685,571	34,814	・
(再掲)基礎のみ共済なし	4,438,257	2,739,484	32,996	1,638,610	27,166	・
福祉年金						・
合 計	53,248,190	41,843,656	2,916,804	2,455,522	6,029,578	2,630

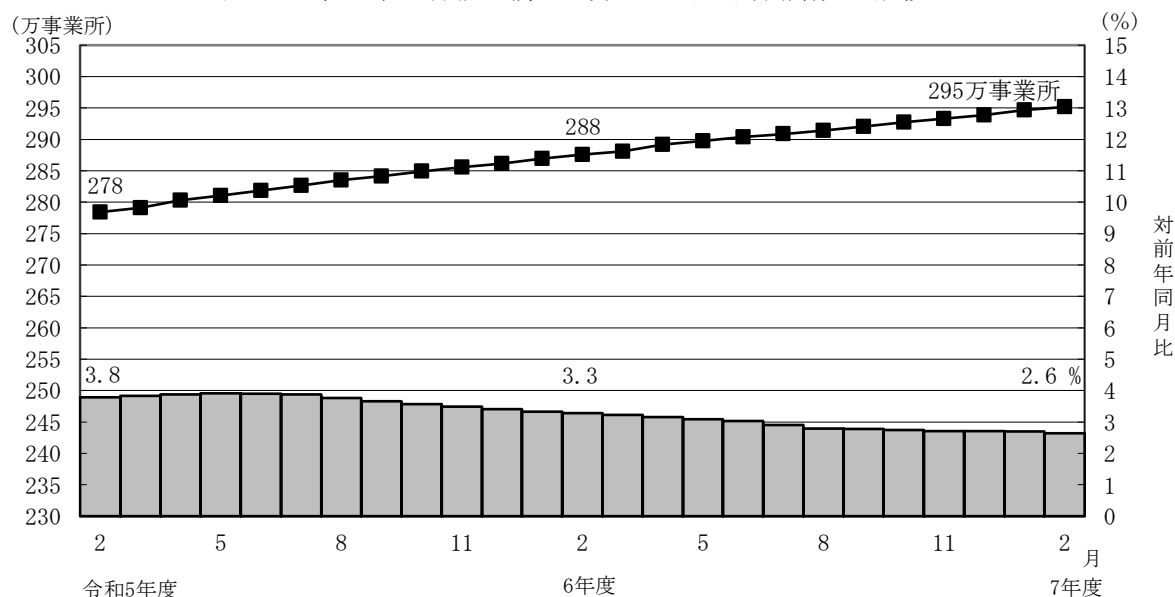
- 注1. 厚生年金保険（第1号）受給者の年金総額は、老齢給付及び遺族年金（長期要件）については、平成27年9月以前の厚生年金保険被保険者期間及び平成27年10月以降の第1号厚生年金被保険者期間に係る年金総額を、平成27年10月以降に受給権が発生した障害厚生年金及び遺族厚生年金（短期要件）については、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を含めて算出した年金総額を計上している。
2. 新法老齢厚生年金（第1号）のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金・25年以上」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。新法退職共済年金についても同様。
3. 「旧共済組合」は、厚生年金保険に統合された時点で旧J R共済、旧N T T共済、旧J T共済又は旧農林共済の受給権が発生していた者の当該年金の年金総額である。
4. 年金総額には一部支給停止額を含む。
5. 「(別掲)基礎年金」は併給する基礎年金額（同一の年金種別）である。
6. 新法基礎年金のうち、老齢基礎年金の受給資格期間を原則として25年以上有するものは「老齢年金・25年以上」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。
7. 「基礎のみ」は、同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない基礎年金受給者の年金総額である。
8. 「基礎のみ共済なし」は「基礎のみ」の受給者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を有しない受給者の年金総額である。
9. 「障害年金」及び「遺族給付」には、公務上・職務上を含む。
10. 寡婦年金については、新法においても存続しているが、国民年金第1号被保険者であった夫の妻のみに対して適用され、基礎年金一律の給付ではないため、新法分も便宜上旧法拠出制に計上している。

2. 厚生年金保険

(1) 適用状況

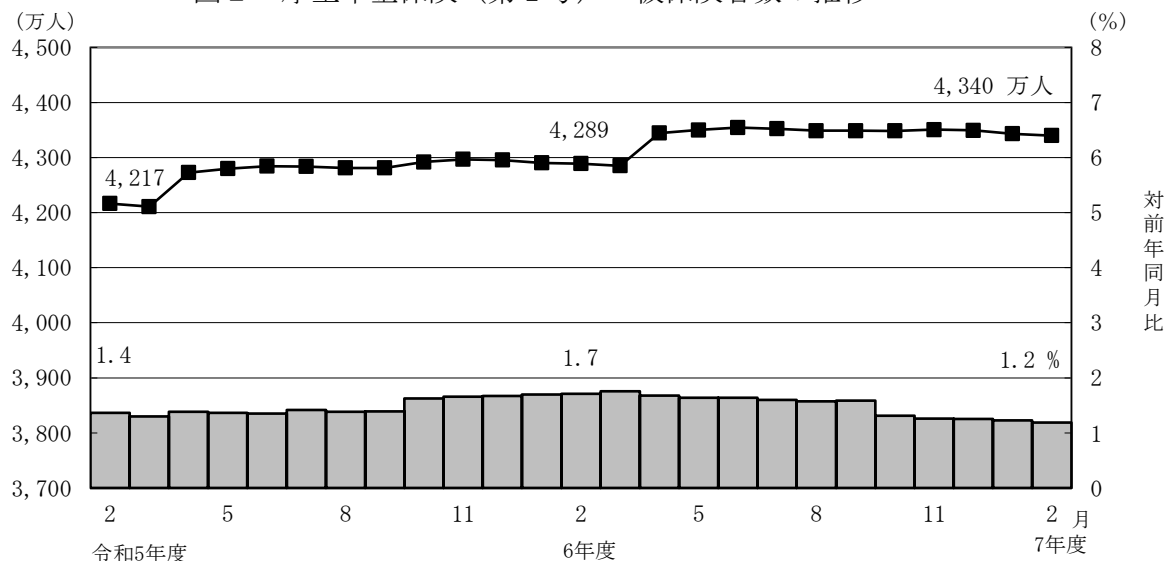
- 令和8年2月末の厚生年金保険（第1号）の適用事業所数は295万事業所であり、前年同月に比べて8万事業所（2.6%）増加している。

図1 厚生年金保険（第1号）適用事業所数の推移



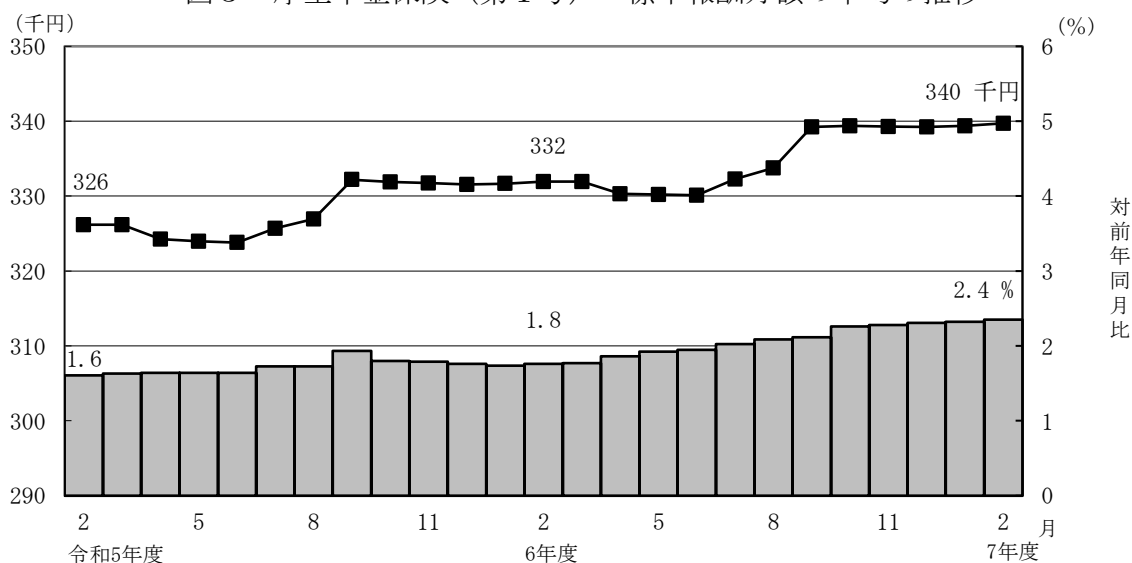
- 厚生年金保険（第1号）の被保険者数は4,340万人となっており、前年同月に比べて51万人（1.2%）増加している。内訳をみると、一般男子が2,536万人（対前年同月比10万人、0.4%増）、女子が1,798万人（対前年同月比41万人、2.4%増）、坑内員が4百人（対前年同月比18人、4.6%減）、船員が5万人（対前年同月比78人、0.2%増）である。

図2 厚生年金保険（第1号） 被保険者数の推移



- 厚生年金保険（第1号）被保険者の標準報酬月額の前平均は、33万9,720円となっており前年同月に比べて2.4%増加している。内訳をみると、一般男子は38万5,391円（対前年同月比2.2%増）、女子は27万4,989円（対前年同月比3.1%増）、坑内員は41万4,571円（対前年同月比3.5%増）、船員が45万1,877円（対前年同月比2.2%増）である。

図3 厚生年金保険（第1号） 標準報酬月額の前平均の推移

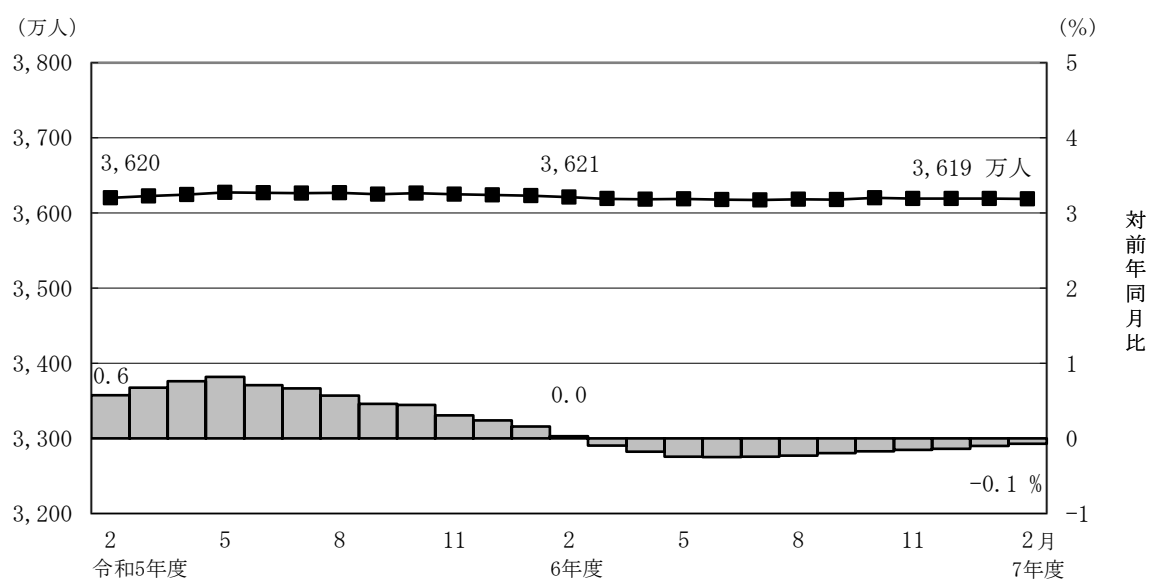


- 厚生年金保険（第1号）被保険者に係る賞与支給事業所数は9万事業所、賞与支給被保険者数は183万人、標準賞与額の前平均は23万8,859円となっている。

(2) 給付状況

- 令和8年2月末の厚生年金保険（第1号）受給者数は3,619万人（旧法厚年分35万人、新法厚年分3,563万人、旧法船保分9千人、旧共済分20万人）で、前年同月に比べて3万人（0.1%）減少している。
- 老齢給付の受給者数は2,974万人（旧法厚年分15万人、新法厚年分2,944万人、旧法船保分2千人、旧共済分16万人）で、前年同月に比べて8万人（0.3%）減少している。
- 障害給付の受給者数は57万人（旧法厚年分2万人、新法厚年分55万人、旧法船保分6百人、旧共済分2千人）で、前年同月に比べて2万人（4.3%）増加している。
- 遺族給付の受給者数は588万人（旧法厚年分18万人、新法厚年分565万人、旧法船保分6千人、旧共済分4万人）で、前年同月に比べて3万人（0.6%）増加している。

図4 厚生年金保険（第1号） 受給者数の推移



- 令和8年2月末の厚生年金保険（第1号）の受給者に係る老齢年金の平均年金月額 は、15万4,671円となっている。

- 令和8年2月末における失業給付との調整に該当する厚生年金保険（第1号）の受給権者数は1万人、高年齢雇用継続給付との併給調整に該当する受給権者数は3万人となっている。

表4 雇用保険の給付と厚生年金保険（第1号）の受給権者に係る老齢厚生年金との調整

	失業給付								
	件数（人）			総停止年金額（千円）			平均停止月額（円）		
	計	老齢相当	通老相当 ・25年未満	計	老齢相当	通老相当 ・25年未満	計	老齢相当	通老相当 ・25年未満
令和7年9月	19,582	11,023	8,559	11,244,592	9,491,657	1,752,934	47,853	71,756	17,067
10月	18,017	10,015	8,002	10,074,828	8,428,564	1,646,264	46,599	70,133	17,144
11月	16,598	9,314	7,284	9,326,166	7,796,762	1,529,405	46,824	69,758	17,497
12月	15,115	8,280	6,835	8,245,430	6,806,301	1,439,130	45,459	68,501	17,546
令和8年1月	13,402	7,008	6,394	6,831,607	5,495,260	1,336,347	42,479	65,345	17,417
2月	12,943	6,632	6,311	6,359,313	5,053,010	1,306,302	40,944	63,493	17,249

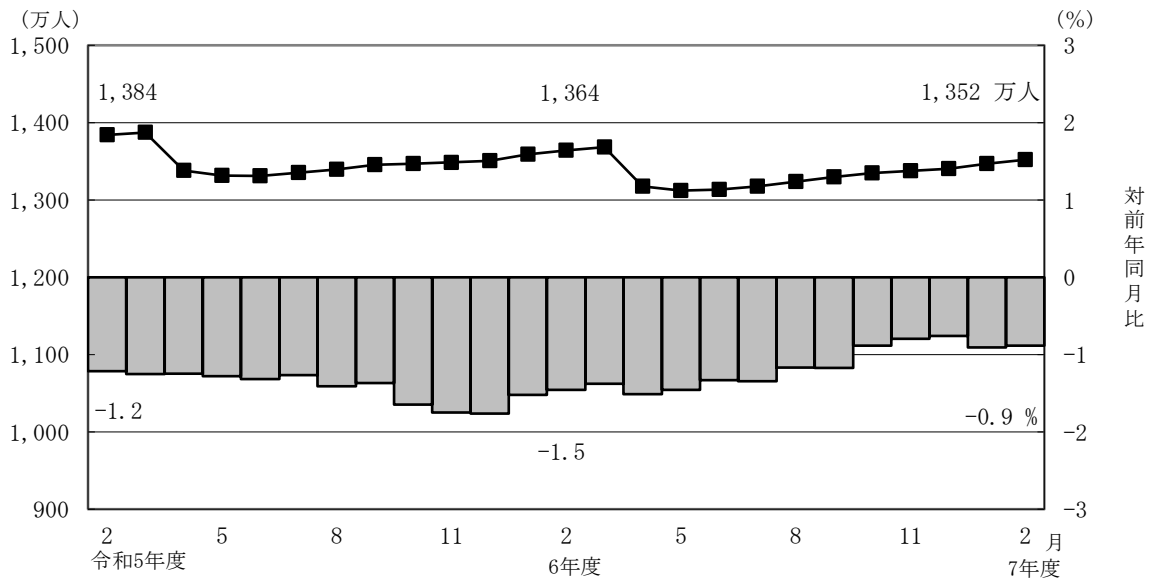
	高年齢雇用継続給付								
	件数（人）			高年齢雇用継続給付による停止総額（千円）			平均停止月額（円）		
	計	老齢相当	通老相当 ・25年未満	計	老齢相当	通老相当 ・25年未満	計	老齢相当	通老相当 ・25年未満
令和7年9月	52,844	50,341	2,503	6,939,969	6,679,567	260,402	10,944	11,057	8,670
10月	48,489	46,002	2,487	6,314,305	6,054,968	259,337	10,852	10,969	8,690
11月	45,805	43,229	2,576	5,885,186	5,616,953	268,233	10,707	10,828	8,677
12月	42,211	39,532	2,679	5,361,033	5,081,818	279,215	10,584	10,712	8,685
令和8年1月	35,959	33,317	2,642	4,528,259	4,246,531	281,728	10,494	10,622	8,886
2月	30,563	27,966	2,597	3,764,151	3,484,302	279,849	10,263	10,383	8,980

3. 国民年金

(1) 適用状況

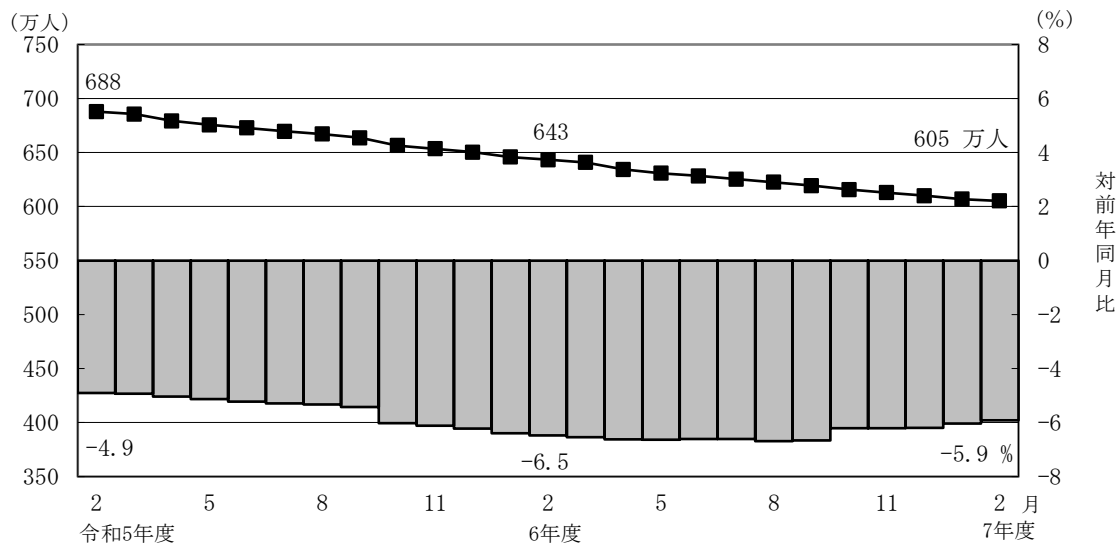
- 令和8年2月末の第1号被保険者数（任意加入被保険者を含む。）は、1,352万人となっており、前年同月に比べて12万人（0.9%）減少している。内訳をみると、男子は715万人（対前年同月比6万人、0.8%減）、女子は637万人（対前年同月比6万人、1.0%減）である。

図5 国民年金第1号被保険者数（任意加入を含む）の推移



- 第3号被保険者数は605万人となっており、前年同月に比べて38万人（5.9%）減少している。内訳をみると、男子は14万人（対前年同月比5千人、3.6%増）、女子は591万人（対前年同月比39万人、6.1%減）となっている。

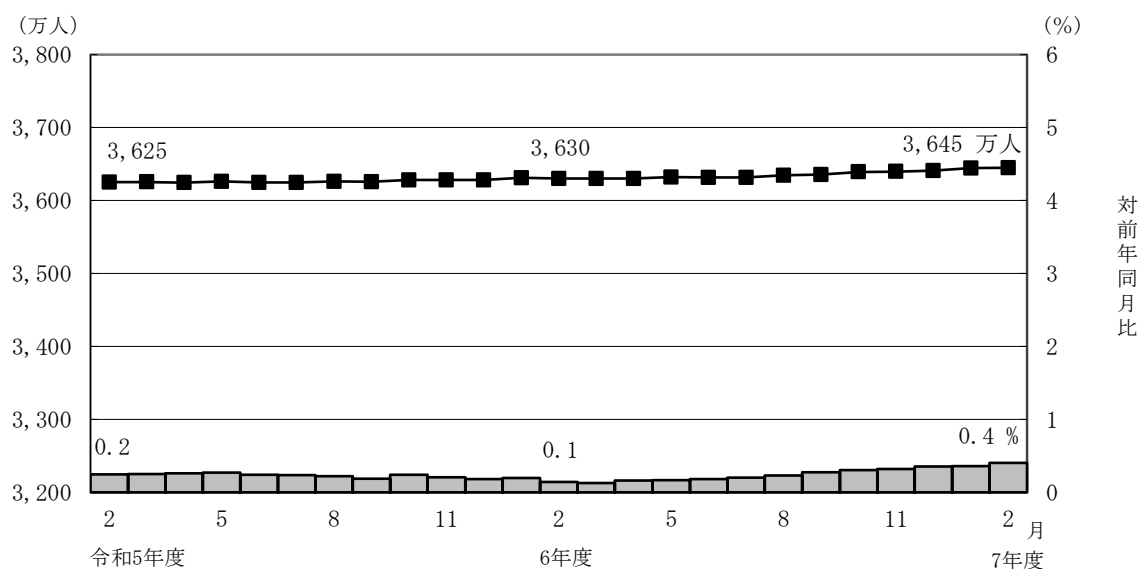
図6 国民年金第3号被保険者数の推移



(2) 給付状況

- 令和8年2月末の国民年金受給者数は3,645万人（旧法拠出制25万人、基礎年金3,620万人）で、前年同月に比べて15万人（0.4%）増加している。
- 老齢給付の受給者数は3,410万人（旧法拠出制22万人、老齢基礎年金3,388万人）で、前年同月に比べて10万人（0.3%）増加している。
- 障害給付の受給者数は226万人（旧法拠出制2万人、障害基礎年金224万人）で、前年同月に比べて5万人（2.2%）増加している。
- 遺族給付の受給者数は9万人（旧法拠出制6千人、遺族基礎年金8万人）で、前年同月に比べて1千人（1.3%）減少している。

図7 国民年金受給者数の推移



- 国民年金の老齢年金・25年以上の受給者の平均年金月額は、令和8年2月末で6万750円となっている。
老齢年金・25年以上の新規裁定者（受給者）の平均年金月額は、5万7,518円となっている。
- 旧法老齢年金受給権者及び老齢厚生年金（厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く））の受給権を有しない老齢基礎年金の受給権者について繰上げ受給の状況を見ると、2月は新規裁定者1万人のうち繰上げ受給権者が9百人となっており、繰上げ受給率は8.3%である。なお、令和6年度新規裁定者の繰上げ受給率は7.2%となっている。